

山梨県公報

号外第三十六号

平成二十八年

六月二十日

月 曜 日

目次

規則

- 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する等の規則……………一

規則

山梨県規則第二十九号

山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則

山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第三十二号)の施行期日は、平成二十八年六月二十二日とする。

山梨県規則第三十号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則の一部を改正する等の規則

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第一条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表世界遺産富士山課の部を次のように改める。

世界	山梨県立富士	1	第六条第二項の規定によ	○	富士山世界遺
----	--------	---	-------------	---	--------

遺産 富士 山課	山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第三十二号)の施行に関する事務	る休館日の変更の承認	る第七条第二項の規定による開館時間の変更の承認	る第十条第二項の規定による利用料金の額の承認	産センター副 所長
				○	産センター副 所長
				○	産センター副 所長

(山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例施行規則の廃止)

第二条 山梨県立富士ビジターセンター設置及び管理条例施行規則(平成十一年山梨県規則第四十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、平成二十八年六月二十二日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番